

○国土交通省港湾局所管の港湾、海岸工事における積算の考え方について

1. 港湾工事（エプロン舗装まで）・海岸工事（水叩まで）については、原則として国土交通省港湾局の港湾請負工事積算基準によるものとする。

ただし、基礎捨石の割増率については、表-3を適用するものとする。

2. 上記以外の範囲の工事については、県基準を適用するものとする。（図-1,2 および表-1,2 参照）

(1) 港湾工事

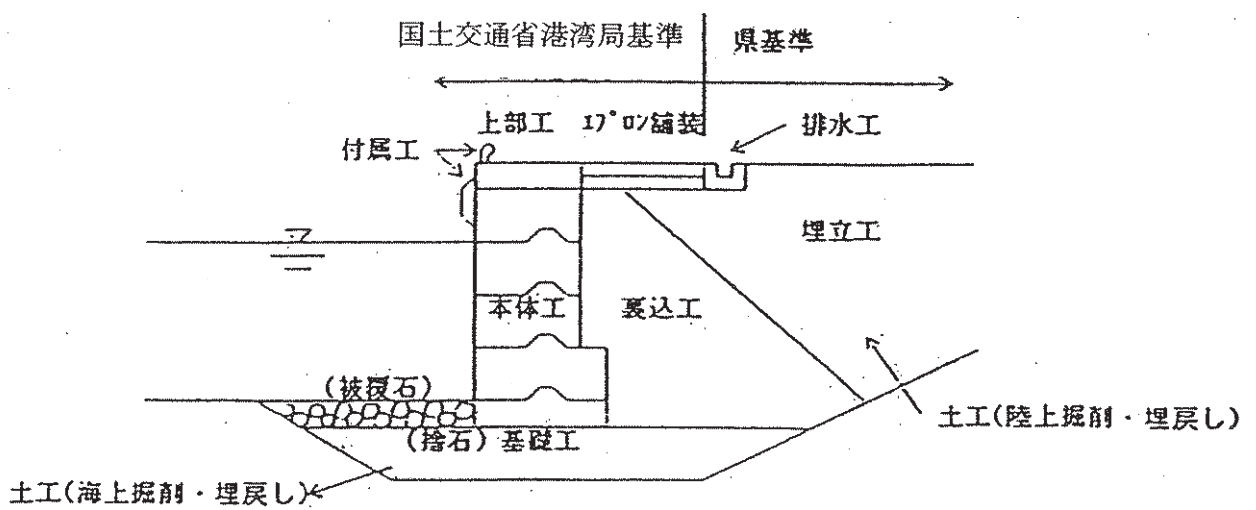


図-1

国土交通省港湾局基準	県基準(共通、道路、河川編)
土工(海上掘削・埋戻し)	土工(陸上掘削・埋戻し)
基礎工(捨石、被覆石)	埋立工(陸上)
本体内工	排水工
裏込工	
上部工	
エプロン舗装工	
付属工(係船柱、防舷材)	

表-1

(2) 海岸工事

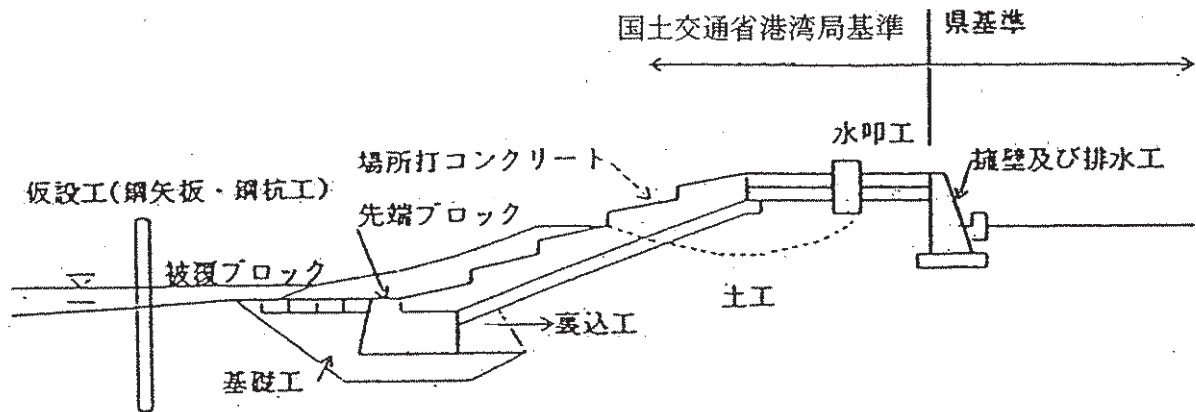


図-2

国土交通省港湾局基準	県基準(共通、道路、河川編)
基礎工	土工(陸上掘削・埋戻)
裏込工	擁壁工及び排水工
場所打コンクリート工	仮設工(鋼矢板・鋼杭工)
水叩工	
ブロック工	

表-2

3. 基礎捨石工

基礎捨石の材料割増率は下表によるものとする。

区 分	割増率 (%)	摘 要
普通地盤、床掘地盤 置換地盤、盛砂地盤	20	過去の実績により、これによりがたい ことが明らかな場合は、別途考慮する。

表-3

4. 冬期工事における積算の補正について

- (1) 冬期工事における歩掛の補正(労務単価割増)は行わない。
- (2) 現場管理費の冬期率の補正は行わない。